3.　HC分析計の確認

3.1.　HC分析計の製作者によって指定された方法に従い、HC分析計を調整すること。この場合において、調整は、プロパン及び空気を混合した校正ガスにより最も一般的に使用する分析計レンジで応答の最適化を行うこと。

3.2.　HC分析計の校正

HC分析計は、プロパン及び清浄な空気を混合した校正ガス並びに高純度空気を使用して校正すること。この場合において、4.1.から4.5.までに規定する校正曲線を作成すること。

3.3.　酸素干渉確認及び推奨制限値

特定のHC種についての応答因子（R_f）は、校正ガス濃度に対するHC分析計指示値の比であり、ppmCとして表す。

各分析計レンジにおけるフルスケールの約80％の濃度の試験ガスを使用し、濃度は、体積で表された重量測定標準に対し±2％の精度であること。また、ガスシリンダーは、293.2K以上303.2K以下（20℃以上30℃以下）で24時間、前処理を行ったものであること。

応答因子は、設備導入時と主要な点検毎に決定すること。使用する基準ガスは、1.00の応答係数を与える為に精製された空気とバランスされたプロパンとする。

酸素干渉に使用する試験ガスは、プロパン及び窒素であり、かつ、その推奨応答係数範囲は、次のとおりとする。

$0.95 \leq R_f \leq 1.05$

4.　HC分析計の校正

使用するHC分析計の各レンジは、次のとおり校正を行うこと。

4.1.　使用レンジにおいて可能な限り等間隔で、5以上の校正点により校正曲線を作成すること。この場合において、最高濃度を有する校正ガスの濃度は、フルスケールの80％以上とする。

4.2.　校正曲線は、最小二乗法により算出すること。この場合において、得られた多項式の次数が3よりも大きい場合にあっては、校正点の数は、多項式の次数＋2以上でなければならない。

4.3.　校正曲線は、各校正ガスの公称値から±2％以上の差があってはならない。

4.4.　4.2.で得られた多項式の係数を使用して、真の濃度に対して示された測定値の表は、フルスケールの±1％以下のステップで作成し、これを校正された各レンジに対して行うこと。この場合において、この表には、次の全てを含むこと。

4.4.1.　校正日

4.4.2.　スパン及びゼロのポテンショメーター指示値並びに名義尺度

4.4.3.　使用した校正ガスの基準データ

4.4.4.　使用した各校正ガスの実値と指示値の差異割合（％）

4.5.　本別添に規定するHC分析計と同等の精度を確保できる場合にあっては、代替技術を使用してもよい。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十七号

道路運送車両法の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年七月一日

国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「平成二十六年改正告示による改正前の細目告示別添四十六に規定する方法により測定する」「細目告示別添百九に規定する方法により排出ガスの」及び「細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により排出ガスの」を削り、同条第一項の表の第十一号中「、液化石油ガス又は軽油」を「又は液化石油ガス」に改め、「ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であって」を削り、「及び第三号並びに第二項」を「及び第二号」に改め、同表の第十二号中「第一項第二十一号」を「第二項第五号」に改め、同表の第十三号中「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第四十三号。以下「平成二十六年改正告示」という。）」を「平成二十六年改正告示」に改め、同表の第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、同表の第十一号の次に次の一号を加える。

十二　通自動車及び小型自動車（型式指定自動車、一酸化炭素等発散防止装置指定自動車及び国土交通大臣が指定する自動車を除く。）のうち、車両総重量二・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員十人以下のものを除く。）であって次に掲げるもの	平成十八年九月三十日以前に製作された軽油を燃料とする普
イ　平成七年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作された自動車であって、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十六年国土交通省告示第四十三号。以下「平成二十六年改正告示」という。）による改正前の細目告示別添四十六「無負荷急加速黒煙の測定方法」に規定する方法により測定する黒煙による汚染度（以下この条において単に「黒煙による汚染度」という。）が五十パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、細目告示別添百九「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」に規定する方法により測定する排出ガスの光吸収係数（以下この条において単に「光吸収係数」という。）を測定する場合であって、当該光吸収係数が二・七六m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が五十パーセントを超えないものとみなす。	細目告示第百十九条第一項第三号及び第二項
ロ　平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあっては、平成十二年三月三十一日）以前に製作された自動車であって、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のものに限る。）（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものに限る。）及び平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十三年三月三十一日）以前に製作された自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）であって、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が一・六二m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないものとみなす。	平成十一年六月三十日（輸入された自動車にあっては、平成八年三月三十一日）以前に製作された自動車であって、車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のものに限る。）（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものに限る。）及び平成十二年八月三十一日（輸入された自動車にあっては、平成十三年三月三十一日）以前に製作された自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに限る。）であって、黒煙による汚染度が四十パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。
ハ　イ及びロに掲げる自動車以外の自動車であって、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないもの。ただし、黒煙による汚染度の測定の前に、光吸収係数を測定する場合であって、当該光吸収係数が〇・八〇m^{-1}を超えないときは、黒煙による汚染度が二十五パーセントを超えないものとみなす。	